

# 宇城市キャリアアップ支援施設指定管理者募集要項

## 1 指定管理制度の目的

宇城市では、公の施設である宇城市キャリアアップ支援施設（以下「支援施設」という。）の管理運営業務について、設置目的を適正かつ効率的・効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、宇城市キャリアアップ支援施設条例（令和8年宇城市条例第16号）第15条及び宇城市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇城市条例第63号）第3条の規定に基づき、指定管理者を公募する。

## 2 施設の概要

- (1) 名 称 宇城市キャリアアップ支援施設 UKI CAREER Hub. (仮称)
- (2) 所在地 宇城市小川町北新田1番地1イオンモール宇城シネマ棟1階
- (3) 開設年月日 令和8年11月1日（予定）
- (4) 建物概要 施設面積 337.21㎡
- (5) 施設概要 セミナースペース、カフェスペース、コワーキングスペース、個人ワークスペース、交流スペース
- (6) 駐 車 場 イオンモール宇城共用駐車場
- (7) 開館日及び開館時間等  
別紙仕様書のとおり

## 3 基本事項

- (1) 指定期間  
契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとする。  
(支援施設の開設は令和8年11月を予定)
- (2) 指定管理者が行う指定管理業務  
別紙「宇城市キャリアアップ支援施設管理運営業務仕様書」「宇城市キャリアアップ支援施設条例」に定めるとおりとする。
- (3) 経費に関する事項  
指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営すること。
  - ア 指定管理料

基準価格（3年間分）	79,364千円（消費税及び地方消費税を含む）
内 訳：令和8年度	16,456千円
令和9年度	31,454千円
令和10年度	31,454千円

※いずれかの年度で、基準価格を超える申請価格の提示があった場合は書類審査において失格となる（消費税率の改正等があった場合は、別途協議を行う）。
  - イ 指定管理料に含む経費は、次のとおりとする。

- ・人件費
- ・企画運営費
- ・企業マッチング業務費
- ・消耗品費
- ・システム導入費
- ・水道光熱費
- ・Wi-Fi 回線使用料
- ・施設管理費(清掃、フロアマット、観葉植物、BGM、デュフューザー等)

(4) 利用料金

宇城市キャリアアップ支援施設については、利用料金制度を適用する。

利用料金は、宇城市キャリアアップ支援施設条例第 11 条に定める範囲内で指定管理者は市の承諾を受けて定めることとする。なお、条例に定める利用料金限度額は消費税が含まれる。

(5) 賃金スライド制度

支援施設については、賃金スライド制度を適用する。

詳細は「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」を参照すること。

#### 4 申請者の応募資格

(1) 次の要件をすべて満たす法人その他の団体であること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成 17 年告示第 20 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 国税、県税及び市税について滞納がないこと。

オ 消費税法（昭和 32 年法律第 108 号）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づく適格請求書発行事業者の登録を受けていること。未登録の場合は、指定管理期間の開始までに必ず登録を完了すること。

カ 国や地方公共団体での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力を十分に有していること。

(2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。

ア グループを構成する法人等から、宇城市に対する窓口として、代表団体を選出すること。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 6（3）エ（ウ）～（サ）については、参加者それぞれについて提出すること。

エ 申請については、1 グループにつき 1 提案とすること。

なお、グループの構成員は他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うこと

はできないこととする。

オ 代表団体及び構成員は、4（1）ア～カのすべての要件を満たすこと。

## 5 リスク分担

管理運営に係るリスク分担は、別表のとおりとする。

## 6 公募のスケジュール及び手続

### （1）スケジュールの概要

日程	内容
令和8年7月6日（月）から	募集要項の公表
令和8年7月6日（月）～ 令和8年7月14日（火）	質問の受付
令和8年7月17日（金）まで	質問回答の公表
令和8年7月6日（月）～ 令和8年7月28日（火）	申請関係書類の受付
令和8年7月29日（水）	参加資格確認通知書の発送
令和8年8月4日（火）予定	書類審査及びプレゼンテーション
令和8年8月7日（金）予定	選定結果の通知及び公表
令和8年9月下旬	指定管理者の指定（市議会の議決後）
令和8年9月下旬	協定の締結
令和8年11月上旬（予定）	管理運営開始

### （2）募集要項の配布

#### ア 配布期間

令和8年7月6日（月）から

#### イ 配布場所 宇城市公式ホームページ (<https://www.city.uki.kumamoto.jp/>)

#### ウ 配布方法 電子データ

#### エ その他

郵送又は電子メールによる配布は行わない。

### （3）申請書の提出

#### ア 提出期間

令和8年7月28日（火）までの午前10時から午後4時まで。

なお、法人その他の団体の所在地が、宇城市内又は市外を問わず、同一の期日とします。

#### イ 提出先

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地  
宇城市企画振興部企画課共創推進係

#### ウ 提出方法

上記イ 提出先への直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれかによるもの。ただし、郵送による場合は、締切日必着）

エ 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。

なお、宇城市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

オ その他

電子メール、FAXでの提出は認めない。

- (ア) 指定管理者指定申請書（宇城市施設の指定管理者制度に関する指針（平成17年11月策定）様式第1号）
- (イ) 事業計画書（同指針様式第2号）及び収支予算書（同指針様式第3号）
- (ウ) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類の写し
- (エ) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (オ) 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、収支決算書の他団体の財務状況を明らかにする書類
- (カ) 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- (キ) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）
- (ク) 納税証明書
  - I 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - II 県税（主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
  - III 市税（主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (ケ) 適格請求書発行事業者登録通知書の写し（未登録の場合は、指定管理期間開始までに登録を完了する旨の誓約書 ※任意様式）
- (コ) 「宇城市指定管理者制度における人件費変動対応について」スライド様式1
- (サ) その他市長が特に必要と認める書類
  - I 指定申請に係る誓約書（様式第4号）
  - II 申立書（様式第5号）

(注意事項)

- ※1 提出された書類等の返却は行わないものとする。  
また、市役所内及び審査会での検討に限り必要に応じ複写する。
- ※2 提出された書類は、宇城市情報公開条例に基づく開示の請求により開示する場合がある。  
また、議会による指定管理者の議決のための資料、その他必要な場合は、書類の全部又は一部を使用するものとする。
- ※3 申請者において、様式第2号及び第3号の各事項を充足する書類を作成した場

合は、それをもって、当該様式に代えることができる。

※4 証明書類は、申請書提出前3カ月以内に発行されたもので、かつ、それぞれの発行官公署において定めた様式を使用すること。

※5 申請書を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出すること。

カ 提出部数 各1部

なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、フラットファイルに綴り提出すること。

※申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

#### (4) 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問の受付及び回答は下記により行う。

ア 受付期間

令和8年7月6日(月)午前10時から令和8年7月14日(火)午後4時まで

イ 受付方法

様式第6号に提出者名、質問事項を記入の上、電子メールで「10 問合せ先」に提出すること。

※FAX、来庁又は電話による質問は受け付けないこととする、すべて質問票にて質問すること。

ウ 回答方法

質問に関する回答は、令和8年7月17日(金)までに、市のホームページにおいて公表する。

#### (5) 選定通知

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、宇城市のホームページ上で公表する。

なお、選定された提案内容は、市が発表する記者会見、広報誌等に利用する場合があります。

## 7 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) その他、審査会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

## 8 選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

宇城市指定管理者審査会(以下「審査会」という。)において、書類審査及びプレゼンテーションを行い、市が定める審査基準に沿って各委員がそれぞれ審査した評点の合計が最

も高い申請者を決定する。

合計評点の最も高い者が複数いる場合は、申請価格の安価な者を指定管理候補者として選定する。なお、評価点が同点で申請金額が同額である者が複数いる場合は、審査会長の評価点のいずれか高い者を指定管理候補者として選定する。

申請者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該申請者を指定管理候補者とする。また、基準点を満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。

## (2) 評価基準

別紙「評価基準」に定めるとおりとする。

## (3) プレゼンテーション

ア 日時 令和8年8月4日(火)(予定) ※時間は別途通知します。

イ 場所 宇城市役所 本庁舎3階 大会議室

ウ 人数 2名以下

エ 時間 40分(30分以内で説明、10分以内で質疑応答)

オ OA機器の使用について

プレゼンテーション時にOA機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。

ただし、事務局で準備できるものはモニターとする。パソコンについては、各自準備し持参することとする。

カ 提案書

(ア) 提案書は日本工業規格A4判横書き、両面印刷、長辺2箇所綴じとする。

(イ) 提案書は表紙、目次を除き20ページ以内とする。

ただし、プレゼンテーションに使用する資料については、ページ数の制限を設けないものとする。

(ウ) 提案内容は簡潔かつ分かりやすく記載すること。

(エ) 提案書の表紙のみに事業者名を記載し、本文には事業者名が特定される記載をしないこと。

キ 提案書の提出方法

(ア) 提出期限 令和8年7月31日(金)午後4時まで(必着)

(イ) 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地  
宇城市企画振興部企画課共創推進係

(ウ) 提出方法 提案書は電子データをCD-Rに格納し提出すること  
持参又は書留郵便(持参の場合は、平日午前9時~午後4時)

(エ) 提出部数 CD-R及び紙媒体で各1部

## 9 留意事項

(1) 指定管理者候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理者候補者が「4 申請者の応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等によ

り事業の履行が確実にないと認められたとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと思えられるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わない場合がある。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4 申請者の応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められたとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

## 10 問合せ先

宇城市企画振興部企画課共創推進係

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL：0964-32-1803

E-mail：kikakuka@city.uki.lg.jp

別表 リスク分担

種 類	内 容	負 担 者		
		市	指定管 理者	分担 (協議)
法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に直接影響を及ぼす法令等の変更			○
	指定管理者自らの団体運営に影響する法令変更		○	
	その他の法令変更			○
物価	指定後のインフレ・デフレ		○※1	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加			○※2
金利	金利の変動		○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止、延期、事件事故			○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○	
建物の損傷	指定管理者の管理上の契約不適合による建物、設備機器等の損傷及び指定管理者に属する備品の損傷		○	
修繕	1件当たり20万円未満		○	
	1件当たり20万円以上	○		
管理上の契約不適合による火災等事故	管理上の契約不適合による火災等事故		○	
債務不履行	市の協定内容の不履行	○		
指定管理者による業務又は協定内容の不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○	
性能リスク	提供するサービスの協定書要求水準不適合		○	
近隣対策	本業務に起因する公害、生活環境の阻害あるいは利用者等による迷惑行為等		○	
利用者等への損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
管理運営内容の中断、中止、変更	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○		

資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）			○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○	
	パソコン OS セキュリティサポート終了に伴う対応（市が所有する PC を除く。）		○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○	

※1 著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与えるものについては、別途協議します。

※2 市が別途定める方針に基づき協議します。

## 指定管理者指定申請書

宇城市長 末松直洋 様

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

連絡先 (TEL)

宇城市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設名 宇城市キャリアアップ支援施設

### 添付書類

- 1 事業計画書 (様式第 2 号) 及び収支予算書 (様式第 3 号)
- 2 定款又は寄附行為、規約又はこれらに類する書類の写し
- 3 法人にあつては、当該法人の登録簿謄本
- 4 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表、収支決算書の他、団体の財務状況を明らかにする書類
- 5 申請日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- 6 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 (従業員を雇用していない事業者は除く)
- 7 納税証明書
  - (1) 法人税、消費税及び地方税について未納がないことの証明書
  - (2) 県税 (主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税) について未納がないことの証明書
  - (3) 市税 (主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税) について未納がないことの証明書
- 8 その他市長が特に必要と認める書類
  - (1) 指定申請に係る宣誓書 (様式第 4 号)
  - (2) 申立書 (様式第 5 号)

事業計画書

令和 年 月 日

宇城市（施設名を記入）			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

事業実施計画書( 年度)

施設名

団体名

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

※ここでいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

様式第3号（記入上の注意）

(1/2)

宇城市キャリアアップ支援施設の管理運営に関する収支予算書（ 年度）

団体名 \_\_\_\_\_

（単位：千円）

		金額	内 訳	備 考
項目	市からの委託料		事業計画書【申請価格】欄に記載する金額	
	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ)	
	その他		事業実施予算書【収入】欄に記載の参加費の合計額	
収入合計（A）				
項目	人件費		当該施設の管理運営に携わる人員全てに係る金額の合計（下欄の事業費や管理費に含まれる人件費についてもこの欄に記載する）	
	事務費		支出項目から人件費、事業費及び管理費を除いた金額	
	事業費		事業実施予算書【支出】欄の合計額（人件費を除く）	
	管理費		仕様書に記載する維持管理に係る経費（清掃、警備等）の合計額（人件費を除く）	
支出合計（B）				
収支(A)-(B)				

- ※1 1年間（12ヶ月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。  
 2 年度毎に作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。）



宇城市キャリアアップ支援施設の管理運営に関する収支予算書 ( 年度)

団体名 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

		金額	内訳	備考
項目	市からの委託料			
	利用料金			
	その他			
収入合計 (A)				
項目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計 (B)				
収支(A)-(B)				

※1 1年間(12ヶ月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

※2 年度毎に作成してください。(指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可。)



様式第4号

令和 年 月 日

指定申請に係る誓約書

宇城市長 未松直洋 様

団体の名称

代表者氏名

印

宇城市キャリアアップ支援施設指定管理者の指定申請を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。

記

宇城市キャリアアップ支援施設指定管理者募集要項及び申請要項「4 申請者の応募資格」に関して、応募資格の制限に係る項目に該当しません。

様式第5号

年 月 日

宇城市長 末松直洋 様

住 所

(所在地)

氏 名

法 人 名

代 表 者 名

印

#### 申 立 書

宇城市暴力団排除条例(平成23年宇城市条例第17号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないことを誓約します。

なお、この誓約に違反した場合は、宇城市との間で締結した協定については、何らの催告を要さずにこれを解除され、これにより私が損害を被ったとしても何ら異議はありません。

質 問 票

宇城市キャリアアップ支援施設指定管理者担当者あて  
 (メールアドレス:kikakuka@city.uki.lg.jp)

令和 年 月 日

団体の名称	
(質問内容)	
担当者指名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 名 : 電 話 : 電子メール :

- (注) ① 質問内容は、要点を簡潔に記載してください。また、募集要項及び仕様書等の資料名とページ等を記載いただき、質問内容を明確にしてください。
- ② この質問票は、電子メールで提出してください。(FAX、来庁又は電話による質問は受け付けません)